

令和 7 年度エディンバラ語学研修事業企画提案に係る仕様書

1 事業の趣旨

京都府が友好提携を結ぶ英国エディンバラ市での語学研修に参加する府立高校生を支援することにより、より高い語学力・コミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、国際感覚の育成や異文化理解の促進を図る。

2 参加生徒

(1) 参加生徒数 15人

(2) 参加生徒の選考は京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

3 研修先

エディンバラカレッジ

4 滞在期間及び旅程

令和 7 年 7 月 20 日（日）～ 8 月 10 日（日）（予定）

（ただし、語学研修受講期間は 7 月 21 日（月）～ 8 月 9 日（土））

別添受入校提案書（英文）（以下「別添資料」という。）において、ホームステイを含めた研修期間が「令和 7 年 7 月 20 日（日）から 8 月 10 日（日）まで」とされているので、原則、令和 7 年 7 月 20 日（日）にホームステイ先に到着し、8 月 10 日（日）にホームステイ先を出発できるよう旅程を組むこと。ただし、航空券調達の関係で当該日程の旅程を手配することが困難である場合は、受入校と調整し、ホームステイ期間及び語学研修受講期間を変更しても差し支えない。その際、日程以外の内容が別添資料から変更されてはならない。

5 業務内容

(1) エディンバラカレッジでの語学研修及びホームステイの実施

別添資料のとおり教育委員会においてエディンバラカレッジと調整済みであるため、その内容に基づきエディンバラカレッジと契約を締結する等、語学研修及びホームステイの実施に必要な手続を行うこと。その際、研修の内容等がより適切なものになるよう最終的な調整を行うとともに、ホームステイ先については出発日の 3 週間前を目途に確定させ、参加生徒及び保護者に周知すること。経過については、教育委員会に随時報告すること。

(2) 関西国際空港からホームステイ先まで及び現地での移動手段の確保

関西国際空港からホームステイ先までの往復の航空券の他、往復の移動に必要な交通機関に係る切符等に加え、現地での移動手段を準備すること。

ア 航空券

(ア) 航空機については、必ず参加生徒全員が 1 団で同じ航空機に搭乗できるようにすること。

(イ) 乗り継ぎする場合は、接続による時間の損失を可能な限り避けるとともに、搭乗のための手続に時間的な無理が生じない行程とすること。

(ウ) 燃油サーチャージ、空港施設使用料、航空保険料、出国税、訪問国空港税等を含めること。

イ 現地移動手段

原則、別添資料に基づき、必要なものを手配すること。

(3) 添乗員

添乗員を1人以上配置し、渡航、帰国及び現地での参加生徒の引率、世話、調整等を行わせるとともに、緊急の場合には適切に対応させること。添乗員は、教育旅行に添乗経験のある者が望ましい。

(4) 事業実施に係る説明会の実施

6月上旬及び7月上旬に、参加生徒及び保護者を対象とした事前説明会を実施すること。ただし、令和7年度オーストラリア語学研修と同日に開催することとする。

また、いずれの説明会も、取扱業者が日程を定めて会場を用意し、教育委員会に報告すること。

また、説明会では現地の事情に精通した職員等による説明や質疑応答の時間を設ける等、生徒及び保護者が安心できる内容にすること。

(5) 語学研修の周知及び参加生徒の受付等

語学研修に係る周知については、掲示用の募集チラシを作成し、令和7年4月1日(火)に各校に配布すること。

なお、費用については取扱業者で負担し、見積書には含めないこと。

また、語学研修に係る周知、参加生徒の受付及び契約については、全て取扱業者の責任において行うこと。

(6) 保護者向け資料の作成及び配布

研修参加生徒保護者向けの資料（当事業の概要、スケジュール等を分かりやすく提示したもの）を作成し、参加生徒決定後速やかに保護者に配布すること。

(7) 傷害保険及び事故の場合等の対応

ア 参加生徒が希望する場合、傷害保険に加入できるよう準備すること。

イ 語学研修中に事故が発生した場合、連絡等が行える体制を取ること。

ウ 研修先等において災害等緊急事態が発生した場合、直ちに参加生徒の安全確保、状況把握、連絡体制の構築を行うとともに、速やかに参加生徒が帰国するための航空券等の手配を行うことができる体制を構築すること。

(8) その他

事業が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずること。万一、業務に遅延等が生じた場合は、原因を明らかにし、教育委員会及び参加生徒保護者に対し十分な説明を行うこと。

また、教育委員会の補助対象となる留学であることを踏まえ、参加生徒の安全面への配慮を徹底し、保護者が安心して生徒を送り出すことができるよう努めること。

6 見積金額

生徒1人あたりの費用は55万円程度とする。

見積金額については、参加生徒の選択により希望する場合に必要な料金を除き、移動その他の全ての料金を含めること。

為替の変動等により、生徒1人あたりの費用が大幅に変更された場合は速やかに教育委員会に報告すること。

なお、いかなる場合も、教育委員会が定められた上限を超えて参加生徒に補助金を交付することはない。

7 その他

(1) 教育委員会は原則、参加生徒と取扱い業者との仲介は行わない。

- (2) 個人情報の取扱いについては、個人情報保護に関する関係法令等を遵守し適切に取り扱うこと。
- (3) 参加生徒の個人情報について、教育委員会が事業実施にあたり必要とする場合は、当該生徒及びその保護者の同意を得た上で、教育委員会に提供すること。